

## 滋賀医科大学雑誌投稿規程

### (内容)

第1 本誌の和文名称は「滋賀医科大学雑誌」、英文名称は“Journal of Shiga University of Medical Science”とし、和文又は欧文の原著論文、総説、症例報告等を掲載し、電子ジャーナルとして本学ウェブサイト上にて公開する。また、本学機関リポジトリ「びわ庫」に収録し、公開する。

### (目的)

第2 本誌発行の目的は次の通りとする。

- 1 医学・看護学の学術的な発展に寄与する。
- 2 本学に在籍する教職員に研究発表の場を提供するとともに、学際的な共同研究活動を促進する。
- 3 本学の研究・教育活動の成果をひろく社会に還元する。

### (投稿資格)

第3 投稿者は、滋賀医科大学に所属する教職員(客員や非常勤を含む)、又は滋賀医科大学雑誌編集委員会（以下、編集委員会という。）が適当と認めた者とする。

### (論文の種類)

第4 掲載される原稿は医学・看護学に関連する研究領域のもので、次の範囲に含まれるものとする。

- 1 投稿原稿は未発表で、かつ二重投稿とならないものに限る。
- 2 倫理的配慮がなされており、原稿中にその旨が明記され、関係書類が添付されていること。
  - 1) 研究内容が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用となる場合は、倫理審査委員会の承認証（写）を添付のこと。
  - 2) 研究内容が「臨床研究法」の施行後に適用となる場合は、認定臨床研究審査委員会の承認証（写）を添付のこと。
  - 3) 個人情報の記載法に留意し、必要に応じて患者個人から承諾を得ること。
  - 4) 介入を伴わない9例以下の症例報告は、原則として倫理審査委員会での審査は不要であるが、内容により事前に臨床研究開発センターまたは編集委員会に確認のこと。
- 3 論文の種類は次の通りとする。
  - 1) 原著論文（Article）：独創的で新しい知見を含むもの
  - 2) 総説（Review）：研究の総括、文献についてまとめたもの
  - 3) 症例報告（Case report）：症例を記録し報告する価値のあるもの
  - 4) 研究報告（Research note）：研究として報告し記録にとどめる価値のあるもの
  - 5) 実践報告（Practical report）：看護実践、教育実践、海外視察などの報告についてまとめたもの
  - 6) その他（Miscellaneous）：医学・看護学に関する意見、提言などで編集委員会が適切と認めたもの

### (論文の受付)

第5 論文原稿は、編集委員会が規定した Microsoft Word テンプレート(投稿原稿体裁例)に従って作成し、作成した Word ファイルを編集委員会あてに原則としてメール添付で提出すること。電子メールで提出できない事情がある場合には USB メモリーなどの媒体による提出も認めるが、事前に編集委員会に連絡し、受領可能な記録フォーマット

であることを確認して提出すること。記録媒体による提出の際は、万一の媒体の紛失や破損に備えて、各自でバックアップをとり、保存しておくこと。編集委員長は、受付年月日を記した原稿受領メールを投稿者に返送する。編集委員会のメールアドレスは、j-sums@belle.shiga-med.ac.jpとする。

(執筆要領)

第6 論文は、原則として日本語または英語によるものとし、次の各号に掲げる点に留意して作成したものでなければならない。

- 1 1 (one) と 1 (el), 0 (zero) と O (capital oh) は区別して入力すること。外字や文字飾りなどの機種固有のものは変換できないので、使用しないこと。また、万一特別に必要なときには、原稿上に赤字で指示するものとする。
- 2 和文の表記は、原則として「常用漢字表」(平成22年11月30日内閣告示第2号)、「送り仮名の付け方」(昭和48年6月18日内閣告示第2号、平成22年11月30日内閣告示第3号により一部改正)、「現代仮名遣い」(昭和61年7月1日内閣告示第1号、平成22年11月30日内閣告示第4号により一部改正)によるものとする。詳細は、文化庁国語施策情報ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/kokugo-nihongo/sisaku/joho/joho/index.html> を参照のこと。
- 3 医学用語は、日本医学会選定のものを用いること。
- 4 ラテン語の学名はイタリックで、日本語の動植物名は片仮名で書くこと。
- 5 略号は、国際的慣例に従い、単位及び単位記号は、国際単位系による（例：nm, μm, μg, μl, Hz 等）。
- 6 外国人名は、原綴のままとする。国名等は、原綴又は片仮名で書く。
- 7 和文論文の文中におけるアルファベット、アラビア数字、記号は原則として半角文字で記載すること。
- 8 文献の本文中の引用は、その右肩に番号を付け記載する。末尾の文献リストは、本文中における引用順に付番して列記する。本文内の引用箇所には、本文と同じ字体で[2]のように括弧で囲んで引用順番号を記載し、同じ箇所に引用文献が2件以上ある場合は、[3-5]のように記載する。著者が3名以上の場合は筆頭の3名を記載し、その他の共著者は「ほか」あるいは「et al.」と略す。記載順序は雑誌の場合、著者名、論文表題、雑誌名、巻(号):始め—終りのページ、出版年、とする。雑誌名の略記は、“Index Medicus”または「医学中央雑誌」に記載のある場合は、その略名表によるものとする。また、図書の場合は、著者名、書名、版次(編集者名)、発行地、発行所、引用ページ、出版年とする。ウェブ情報の場合は、著者名、ウェブページの題名、ウェブサイトの名称、更新日付、入手先、(参照日付)とする。

記載例

(雑誌)

- [1] 伊藤英樹, 堀江稔. 不整脈と原因遺伝子. 日内会誌, 95(2):203-208, 2006.
- [2] 角田佳奈子, 西村正樹, 山崎明久, ほか. 軽微な擦過傷より発症した顔面壊死

- 性軟部組織感染症の1例. Skin Surg, 26(3):107-114, 2017.
- [3] Kashiwagi A, Araki S. Relation between polymorphisms G1704T and G82S of RAGE gene and diabetic retinopathy in Japanese type 2 diabetic patients. Intern Med, 44(5):397-398, 2005.
- [4] Hamano E, Nishimura M, Mori H, et al. Intracranial arterial stenosis associated with Hashimoto's disease: angiographic features and clinical outcomes. BMC Neurol, 20(1):345, 2020.

(図書)

- [5] 堀池喜八郎. 現代栄養科学シリーズ 第17巻 生化学3章 酵素 (奥恒行, 藤田美明編), 東京, 朝倉書店, 60-78, 1996.
- [6] Okamura T, Toda N. Nitric oxide derived from perivascular nerves and endothelium. Nitric oxide and the regulation of the peripheral circulation (Kadwitz PJ, McNamara DB ed.), Boston, USA, Birkhauser, 99-109, 2000.

(ウェブサイト, ウェブページ)

- [7] 国立がん研究センターがん情報サービス. 知っておきたいがんの基礎知識. がん情報サービス. 2017-9-20. [http://ganjoho.jp/public/dia\\_tre/knowledge/basic.html](http://ganjoho.jp/public/dia_tre/knowledge/basic.html) (参照 2017-11-21)

9 欧文論文の場合, 論文の種類を問わず, 標題に統いて英文抄録を, 文献リストに統いて和文抄録を記載すること。和文論文の場合, 論文の種別を問わず, 標題に統いて和文抄録を記載し, かつ原著論文・総説・症例報告に限り, 文献リストに統いて英文抄録を記載すること。英文抄録の長さは300語以内、和文抄録の長さは600字以内とする。

10 英文抄録の後に, 本文内容を特徴付ける5つ以内の英文キーワードを列記する。同様に和文抄録の後に, 5つ以内の和文キーワード(該当する和文用語がない場合は, 英文でもよい。)を列記する。

11 欧文論文の場合, 原稿種別を問わず, 投稿前に英文校正業者による英文チェックを受けること。

(掲載の決定)

第7 原稿の種類と投稿論文の採否は, 査読者の意見を参考にして編集委員長ないし副編集委員長が決定する。

(査読)

第8 査読者は2名とし, 第1号(医学編)においては編集委員長, 第2号(看護学編)においては副委員長が推薦した者があたる。

(校正)

第9 原稿の校正は, 著者の責任において行う。なお, 内容に影響を与える改変は許されない。

(掲載料)

第10 論文の掲載料は不要である。また, 編集委員会では別刷りを作成しない。別刷りが必要な場合は, 投稿者自身で最終掲載データを用いて別刷りを作成すること。

(依頼原稿)

第11 編集委員会が特に必要と認めたときは、本学内外に論文の寄稿を依頼し、本誌に掲載することができる。

(著作権)

第12 本誌に掲載された論文の全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、滋賀医科大学に帰属する。